新宿区管理計画認定取得促進補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、新宿区内に存する管理計画の認定を取得したマンションが新たに宅配ボックスを設置する際、マンション管理組合に対してその費用の一部を補助することにより管理計画の認定の取得の促進を図ることを目的とする。

（通則）

第２条　新宿区管理計画認定取得促進補助金（以下、「補助金」という）の交付に関しては、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、新宿区補助金等交付規則（昭和４５年新宿区規則第７号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第３条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　マンション　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成１２年法律第１４９号。以下「マンション管理適正化法」という。）第２条第１号に規定するマンションをいう。

（２）　管理組合　マンションの管理を行う区分所有法第３条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第１項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（３）　管理計画　マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号）第５条の１３第１項に規定するマンションの管理に関する計画をいう。

２　この要綱において宅配ボックスとは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

（１）　新宿区内のマンションに設置されるものであること。

（２）　収納した宅配物が外部から見えない構造であり、宅配物を安全に保管できること。

（３）　盗難防止のため、施工業者によりアンカー等でマンションの躯体等に固定されていること。

（４）　正当な受取人のみが受け取りできる機能を有していること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの製品購入費用及び設置施工費用（これらの費用に要する消費税等の額を除いた額に限る。）とする。

（補助の要件）

第５条　補助金の交付を受けることができるマンション管理組合は、次の各号に掲げる要件を具えていなければならない。

（１）　マンション管理計画認定制度による認定を受けた新宿区内のマンションの管理組合であること。

（２）　補助金の申請の時点において、その管理するマンションに宅配ボックスが設置されていないこと。

（３）　総会等でマンションに宅配ボックスを設置することについて決議を得ていること。

（補助金の額等）

第６条　補助金は、補助対象経費の２０パーセントに相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた後の額）とし、２０万円を上限とする。

２　補助金は、１つのマンション管理組合当たり１回に限り交付するものとする。

（交付申請）

第７条　申請者は、宅配ボックスを購入し設置する前に、新宿区管理計画認定取得促進補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（１）　宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者が発行した設置施工費用が分かる見積書等の写し

（２）　設置する宅配ボックスのカタログその他製品の詳細が分かるもの

（３）　宅配ボックスを設置する場所が分かる図面、写真等

（４）　第５条第３号に規定する決議を経たことが分かる議事録の写し

（５）　その他区長が必要と認める書類

（交付決定等）

第８条　区長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえ、補助金交付の可否を決定し、新宿区管理計画認定取得促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第９条　第８条の規定により補助金の交付決定を受けたマンション管理組合（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付決定を受けた後に計画を変更しようとするときは、新宿区管理計画認定取得促進補助金交付変更申請書（様式第３号）に第７条各号に掲げる書類等のうち変更申請に必要なものを添えて、区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえ、変更内容が適当と認めたときは、新宿区管理計画認定取得促進補助金交付変更決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 10 条　補助対象者は、宅配ボックスの設置を中止しようとするときは、速やかに新宿区管理計画認定取得促進補助金交付申請取下げ届出書（様式第５号）を提出しなければならない。

（交付の請求）

第 11 条　補助対象者は、第８条の規定により交付決定を受けた補助金の交付を請求するときは、次に掲げる書類を添えて、区長に新宿区管理計画認定取得促進補助金請求書（様式第６号）を提出しなければならない。

（１）　宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者が発行した設置施工費用の領収書又は支払があったことを確認できるものの写し

（２）　宅配ボックスを設置したこと及び施工業者によりアンカー等でマンションの躯体等に固定されている状況が確認できる写真

（３）　その他区長が必要と認める書類

（実績報告及び確定通知）

第 12 条　区長は、前条に規定する新宿区管理計画認定取得促進補助金交付請求書の内容が適当であると認めたときは、当該請求書の提出をもって実績報告があったものとみなすことができる。

（交付決定の取消等）

第 13 条　区長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたマンション管理組合があるときは、新宿区管理計画認定取得促進補助金交付決定取消し通知書（様式第７号）により補助金交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第８号）により当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

２　区長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

（その他）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年１１月２８日から施行する。